

## ひたちなか市告示第261号

### 令和4年度ひたちなか市新型コロナウイルス感染症対策交通事業者 支援金交付要綱

#### (趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症に伴う経済情勢の変化及び原油価格の高騰による燃油コストの上昇の影響を勘案し、交通事業者を支援するため、当該交通事業者に対し、事業を継続するための支援金を予算の範囲内で交付することについて、ひたちなか市補助金等交付規則（平成6年規則第40号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 交通事業者 鉄道事業者、バス事業者、タクシー事業者、自動車運転代行業者又は福祉有償運送事業者に該当する者をいう。
- (2) 鉄道事業者 市内に主たる事務所を有する鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第7条第1項に規定する鉄道事業者をいう。
- (3) バス事業者 市内に事業所を有する道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業（以下「乗合バス事業」という。）又は同号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業（以下「貸切バス事業」という。）を営んでいる者をいう。
- (4) タクシー事業者 市内に事業所を有する主として道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業（以下「タクシー事業」という。）を営んでいる者をいう。
- (5) 自動車運転代行業者 市内に主たる事業所を有する自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第2項に規定する自動車運転代行業者をいう。
- (6) 福祉有償運送事業者 市内に事務所を有する道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第49条第2号に規定する福祉有償運送（以下「福祉有償運送」という。）を行う者をいう。

#### (支援対象者)

第3条 支援金の交付を受けることができる者（以下「支援対象者」という。）は、交通事業者であって、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 今後も事業を継続して行う意思を有していること。
- (2) 次のア又はイの区分に応じ、それぞれア又はイに定める要件を満たすこと。

ア 法人 次に掲げる要件の全てを満たすこと。

(ア) ひたちなか市暴力団排除条例（平成24年条例第28号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）でないこと。

(イ) 当該法人の役員（取締役、執行役その他の経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団又は条例第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と密接な関係を有していないこと。

イ 個人事業主 次に掲げる要件の全てを満たすこと。

(ア) 暴力団員等でないこと。

(イ) 暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していないこと。

（支援対象車両）

第4条 市長は、支援対象者に対し、令和4年10月1日時点において使用している支援対象車両の数に応じ、支援金を交付するものとする。

2 前項の支援対象車両は、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ、当該各号に定める要件を満たす車両とする。

(1) 鉄道事業者 鉄道事業者が、鉄道事業法第2条第1項に規定する鉄道事業に使用している同法第13条の確認を受けたものであること。

(2) バス事業者 バス事業者が、市内で保管し、かつ、乗合バス事業又は貸切バス事業に使用している車両であって、次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

ア 高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第4条第1項に規定する高速自動車国道を通行する路線バスとして主に使用している車両ではないこと。

イ 本市又は他の地方公共団体が主体的に計画し、運行する路線バスとして主に使用している車両ではないこと。

(3) タクシー事業者 タクシー事業者が、市内で保管し、かつ、タクシー事業に使用しているものであること。

(4) 自動車運転代行業者 自動車運転代行業者が、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第2条第1項に規定する自動車運転代行業に使用している同条第7項に規定する随伴用自動車であること。

(5) 福祉有償運送事業者 福祉有償運送事業者が、市内の事務所で福祉有償運送に使用しているものであること。

(支援金の額)

第5条 支援金の額は、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 鉄道事業者 支援対象車両の両数に20万円を乗じて得た額

(2) バス事業者 次のア及びイにより算出した額を合算した額

ア 支援対象車両のうち乗合バス事業に使用している車両の台数に10万円を乗じて得た額

イ 支援対象車両のうち貸切バス事業に使用している車両の台数に3万円を乗じて得た額

(3) タクシー事業者、自動車運転代行業者、福祉有償運送事業者 支援対象車両の台数に2万円を乗じて得た額

(交付の申請)

第6条 支援金の交付を受けようとする者は、令和4年12月28日までに、令和4年度ひたちなか市新型コロナウイルス感染症対策交通事業者支援金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。ただし、鉄道事業者にあつては、第1号に掲げる書類を添付することを要しない。

(1) 支援対象車両の自動車検査証の写し

(2) 次のアからオまでに掲げる事業者の区分に応じ、当該アからオまでに定める書類

ア 鉄道事業者 固定資産台帳の写し

イ バス事業者 最新の事業計画書の写しその他の支援対象車両の台数を確認することができる書類及びバス事業に係る許可書の写し

ウ タクシー事業者 最新の事業計画書の写しその他の支援対象車両の台数を確認することができる書類及びタクシー事業に係る許可書の写し

エ 自動車運転代行業者 自動車運転代行業の認定の申請書の写しその他の支援対象車両の台数を確認することができる書類及び当該事業の認定証の写し

オ 福祉有償運送事業者 自家用有償旅客運送の登録の申請書の写しその他の支援対象車両の台数を確認することができる書類

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があつた場合には、その内容を審査し、支援金を交付することを決定したときは、令和4年度ひたちなか市新型コロナウイルス感染症対策交通事業者支援金交付決定通知書(様式第2号)により、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(交付の請求)

第 8 条 前条の規定により支援金の交付の決定を受けた者は、令和 4 年度ひたちなか市新型コロナウイルス感染症対策交通事業者支援金交付請求書（様式第 3 号）  
に  
関係書類を添付して、これを市長に提出するものとする。

付 則

この告示は、公布の日から施行する。

ひたちなか市長 殿

申請者  
所在地  
団体等名称  
代表者職氏名

（※）代表者が自署しない場合は，記名押印してください。

令和 4 年度ひたちなか市新型コロナウイルス感染症対策交通事業者  
支援金交付申請書

令和 4 年度ひたちなか市新型コロナウイルス感染症対策交通事業者支援金について，令和 4 年度ひたちなか市新型コロナウイルス感染症対策交通事業者支援金交付要綱第 6 条の規定により，下記のとおり申請します。

記

交付申請額	金 円
事業者の区分	<input type="checkbox"/> 鉄道事業者 <input type="checkbox"/> バス事業者 <input type="checkbox"/> タクシー事業者 <input type="checkbox"/> 自動車運転代行業者 <input type="checkbox"/> 福祉有償運送事業者
支援対象車両の数	台（両） （バス事業者にあっては内訳 乗合 台 貸切 台）
支援金の交付の申請に当たり，次の事項について誓約します。 1 今後も事業を継続して行う意思を有していること。 2 次の申請者の区分に応じ，それぞれに定める要件を満たすこと。 （1） 法人 次に掲げる要件の全てを満たすこと。 ア ひたちなか市暴力団排除条例（以下「条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）でないこと。 イ 当該法人の役員（取締役，執行役その他の経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団又は条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と密接な関係を有していないこと。 （2） 個人事業主 次に掲げる要件の全てを満たすこと。 ア 暴力団員等でないこと。 イ 暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していないこと。	

様式第 2 号（第 7 条関係）

ひたちなか市指令第 号

年 月 日

所在地

団体等名称

代表者職氏名

殿

ひたちなか市長



令和 4 年度ひたちなか市新型コロナウイルス感染症対策交通事業者  
支援金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった令和 4 年度ひたちなか市新型コロナウイルス感染症対策交通事業者支援金については、令和 4 年度ひたちなか市新型コロナウイルス感染症対策交通事業者支援金交付要綱第 7 条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

交付決定額	金 円
必要な条件及び 指示事項	

年 月 日

ひたちなか市長 殿

請求者

所在地

団体等名称

代表者職氏名

印

令和 4 年度ひたちなか市新型コロナウイルス感染症対策交通事業者  
支援金交付請求書

年 月 日付けひたちなか市指令 号で交付の決定があった令  
和 4 年度ひたちなか市新型コロナウイルス感染症対策交通事業者支援金について、  
令和 4 年度ひたちなか市新型コロナウイルス感染症対策交通事業者支援金交付要綱  
第 8 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 交付決定額 金 円

2 請求額 金 円

3 振込口座（請求者の口座に限る。）

振込口座	金融機関名		銀行 信用金庫 信用組合 農協		本店 支店 出張所
	フリガナ		預金種目	当座 ・ 普通	
	口座名義人		口座番号		

4 添付書類

令和 4 年度ひたちなか市新型コロナウイルス感染症対策交通事業者支援金交付  
決定通知書の写し